

事務職員能力認定試験・研修事業特別会計規則

(平成二十一年二月十九日規則第三百三十六号)

改正 平成二八年 三月一七日

(特別会計の設置)

第一条 本会の行う事務職員能力認定試験及びその研修事業にともない発生する収入及び支出に関する会計は、特別会計とし、事務職員能力認定試験・研修事業特別会計(以下「本特別会計」という。)と称する。

(会計年度)

第二条 本特別会計の年度は、本会計に準ずる。

(収入)

第三条 本特別会計の収入は、次のとおりとする。

- 一 事務職員能力認定試験の受験者から徴収する手数料
- 二 事務職員能力認定研修の受講者から徴収する手数料
- 三 前二号の金員に対する利息等の利益金
- 四 一般会計からの繰入金

(管理者)

第四条 本特別会計の資産は、会長が管理する。

(管理方法)

- 1 -

第五条 本特別会計の資産は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 本特別会計からは、次の費用を支出することができらる。

- 一 事務職員能力認定試験及び研修の実施に関する事務委託費用
- 二 事務職員能力認定試験及び研修の実施にともない発生する諸費用
- 三 その他の諸雑費

(支出の手続)

第七条 会長は、本特別会計から支出するときは、経理委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一七日改正)

第三条第四号(新設)の改正規定は、平成二十八年三月十七日から施行する。

- 2 -